

## 基本方針

### ①障がいのある人への理解と共感の醸成

障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除き、共に普通の生活、活動ができる社会的環境をつくるために、広報活動による情報の提供、交流の機会を拡充、福祉の増進が不可欠です。これらの要件を具体化するためにボランティア活動、町内会、市民団体との連携、強化を図ります。

### ②活力ある生活を支える保健・医療の充実

障がいなどの早期発見、早期治療が重要です。このため、関係機関との連携を密にして、各種健診、健康相談体制を充実させて、健診、相談の普及を図ります。また、障がいに係る医療の経済的負担を軽くする「重度心身障害者医療費助成制度」や「自立支援医療(更生、育成医療の給付など)」の普及を推進します。

### ③子どもの教育・育成にむけての支援

子どもたちが日常的にさまざまな交流や体験の機会を通して、障がいへの理解を深め、豊かな人間性を育む活動を推進します。また、障がいのある子どもに対し、適切な療育、教育を行い、一人一人に応じた適切な支援、相談体制の充実の向上に努めます。

### ④働くための支援・働き続けるための支援

各関係機関と連携し、障がい者の雇用に関するさまざまな制度、施策などを周知します。さらに各種雇用制度を活用し、事業主に雇用や就労移行支援の協力要請に努めます。また、一般企業への就労が困難な方には福祉的就労の場の確保、充実を図り、自立と社会参加の支援を行います。

### ⑤地域で安心して暮らしていけるための支援

障がい者や家族、介護者などへの支援体制の充実や気軽に悩みや生活のことを相談できる体制づくりを進めます。また、障害者総合支援法による支援給付や地域生活支援事業、地域移行支援を行うほか、関係機関と連携し近年増加している障がい者への虐待防止に努めます。

### ⑥安全・安心のまちづくりの推進

町内会、民生児童委員及びボランティアなどの協力を得ながら地域ぐるみで障がい者を見守る「安全・安心のネットワークづくり」を進めていきます。障がい者への除雪対策については、社会福祉協議会や除雪ボランティアとの連携強化を図る一方、災害時の要援護者の避難支援体制の整備に努めます。

### ⑦生活に豊かさを与える文化・スポーツ活動の推進

地域に暮らす障がい者が、積極的に文化活動やスポーツ活動に参加し、さまざまな交流を図ることは生活に豊かさを実感する機会となります。障がい者が生涯学習、文化活動、スポーツやレクリエーション、ボランティア活動など、幅広い活動に参加するための条件を整備し、指導者の育成に努めます。

# 安心、いきいき 思いやりのマチへ

市は、障がい者の自立と積極的な社会参加を促進し、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、全市民を対象に「留萌市障がい者保健福祉計画(第3期)」を策定しました。

特集 3

お問い合わせは

社会福祉課

☎42-1807

## 留萌市障がい者保健福祉計画(第3期)がスタート

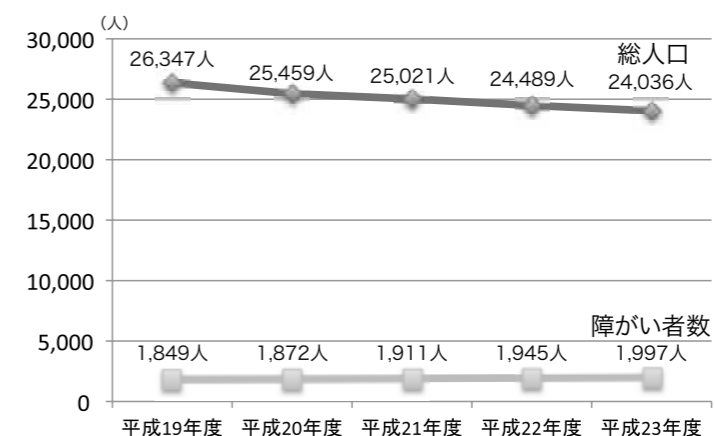
■地域全体で支えよう  
平成25年度より障がい者の地域生活を支援するための「障害者総合支援法」が施行されました。

一見、障がい者数は横ばい傾向に見えますが、市の人口が減少傾向にあることから、市民12人に1人の割合となり、増加傾向にあることが伺えます。

障がい者が、住み慣れた地域で安心して、いきいきと自立した生活を送るために、地域全体で障がい者を支えていくことが必要です。  
計画では、障がい者の自立と積極的な社会参加を推進します。  
計画期間は平成25年度から29年度までの5年間で、すべての市民を対象とします。障がい者の範囲は、身体、知的、又は精神障がいがある人や疾病などにより日常生活及び社会生活に支障がある人のほか、発達障がい、てんかん、難病などにより障がいのある人も含まれます。

### ■障がい者の状況

平成23年度末の市の人口は2万4036人で、平成19年度から2311人減少しており、障がい者数は、1997人(身体1288人、知的191人、精神518人)で人口の8.3%を占めています。



### ■安心して生活を送るために

計画では、第5次留萌市総合計画と留萌市障がい者保健福祉計画に基づき、「個性が輝く、思いやりとぬくもりのあふれるまち」を基本理念

に掲げ、障がいのある人への理解を深め、保健・医療の充実や雇用の促進、障がいのある子どもへの適切な療育・教育、さらに障がい者や家族、介護者への支援体制の確立、それにかかわる人材育成など7つの基本方針を設け、分野別に施策を展開していきます。

障がいのある人が、住み慣れたまちで安心して生活を送るために、適切な福祉サービスの実施と、ニーズに合ったサービスの充実、発達に遅れのある乳幼児の早期療育・訓練のための幼児療育通園センターの機能強化や、障がい者への虐待を防ぐための権利擁護など、関連機関との連携の強化を図るとともに、市民の皆さんの一層の理解と協力が不可欠となります。

障がい者保健福祉計画の詳細については、市ホームページ  
(<http://www.e-rumoi.jp/>)をご覧ください。

